

# 小川町中小企業者等事業継続支援給付金

小川町では、新型コロナウイルス感染症によって経済的影響を受け、金融機関等から融資を借り受けた事業者の方の負担を軽減するため、以下の要件に該当する中小企業者等の皆さんの事業継続を支援するために給付金を支給します！（※本支援給付金は、課税の対象となります。）

## ◇ 支給の要件及び対象者

- 法人の場合                      個人事業主の場合  
町内に本店等を有すること。      主に町内で事業を行っており、主たる事業所等を有すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者の方で、以下に該当する新型コロナウイルス感染症関連の融資を令和3年4月30日までに金融機関等から50万円以上借り受けた事業者
  - 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた、埼玉県中小企業制度融資（セーフティネット保証4号融資）
  - 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた、埼玉県中小企業制度融資（セーフティネット保証5号融資）
  - 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた、埼玉県中小企業制度融資（危機関連保証融資）
  - 日本政策金融公庫が新型コロナウイルス感染症対策として行う融資
  - 商工組合中央金庫が新型コロナウイルス感染症対策として行う融資
- 令和2年度以前の市区町村民税等に滞納がないこと（徴収猶予等が認められている場合は可）

## ◇ 支給金額

- ①融資金額が50万円以上100万円未満の場合      **5万円**
- ②融資金額が100万円以上の場合                      **10万円**

※1事業者につき1回限り（複数の融資を受けている場合も同様）



## ◇ 申請期限

**令和3年5月31日まで（消印有効）**      ※予算額に達し次第、受付は終了となります。

※にぎわい創出課窓口及び郵送にて申請を受付けますが、**感染症対策のため、郵送での申請にご協力ください。**

### 申請及びお問合せ

小川町役場 にぎわい創出課  
企業支援グループ 支援給付金担当  
TEL:0493-72-1221(内線231、232)

↓ 切り取って郵送時にお使いください

〒355-0392  
比企郡小川町大字大塚55番地  
小川町役場 にぎわい創出課 企業支援G あて  
小川町中小企業者等事業継続支援給付金書類 在中

裏面に申請に必要な「提出書類一覧」を記載しています。必ずご確認ください。

## 小川町中小企業者等事業継続支援給付金

# 提出書類一覧

提出書類に不足のないよう、事前にご確認ください。

### ①小川町中小企業者等事業継続支援給付金 支給申請書兼誓約書

※申請書の配布先

- ・小川町役場にぎわい創出課窓口
- ・小川町商工会窓口

上記の他、小川町のホームページからダウンロードができます。

### ②新型コロナウイルス感染症対策として、金融機関等から融資を受けたことが分かる書類

#### A 民間金融機関の場合

- 金銭消費貸借契約書
- 信用保証協会が発行する信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写し  
又は信用保証書の写し

#### B 日本政策金融公庫の場合

- 借用証書の写し
- お支払金額明細書の写し

#### C 商工組合中央金庫の場合

- 契約書の写し
- 念書の写し(別紙含む)
- 証書貸付実行計算書兼返済予定表の写し



### ③給付金の受取口座が確認できるもの

#### A 普通口座の場合

- 名義人(フリガナ含む)・口座番号が分かる部分の写し(通帳を1ページ開いた部分)

#### B 当座口座の場合

- 上記Aの預金通帳の写し又は当座勘定照合表の写し

### ④小川町内に住所を有しない個人事業主の方のみ

- 市区町村民税等に滞納がないことが確認できる書類(完納証明書、納税証明書等)

※その他、必要に応じ追加で資料の提出を求め場合があります。

※②について、お手元に写し(控え)がない場合は、借入先の金融機関等へ事前にご相談ください。

※ご不明点等は申請前にお問合せください。